

事務所だより

第123号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

今月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省は、毎年十一月を「過労死等防止啓発月間」と定めて、過労死等（※）をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っています。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について関心と理解を深めるために実施されるものです。その取組概要は、次のとおりです。

【取組の概要】

- 一、国民への周知・啓発
- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施
- 民間団体と連携して、四十七都道府県四十八会場（東京は二会場）でシンポジウムを開催する。
- ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施
- 自身にも関わるものとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるように、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を図る。
- 二、過重労働解消キャンペーン

傘下団体・企業等への周知啓発を要請する。

二、労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施する。

長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例をホームページなどを通じて地域に紹介する。

三、重点監督を実施する。

ア、監督の対象とする事業場等

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等

②労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

イ、重点的に確認する事項

①時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる三六協定）範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導する。

②賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導する。

③不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導する。

④長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導する。

ウ、書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表する。

四、電話相談を実施する。

全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施する。

（本日時点では終了）

また、次の窓口等では常時相談や情報提供を受け付けている。

- 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署
- 労働条件相談ほっとライン（委託事業）
- 労働基準関係情報メール窓口

五、キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施する。

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く周知を図る。

六、過重労働解消のためのセミナーを開催する。

企業が自主的に過重労働防止対策を推進することを目的に、九月から十一月を中心に全国で合計六十四回「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を開催する。

（※）「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいう。



過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

過労死 0 実現のために

- ☒ 仕事上の不安や悩みを聞いていませんか？
- ☒ 週の労働時間が40時間を超えていませんか？
- ☒ 生休有給休暇の取得はきちんとできていますか？
- ☒ 勤務時間インターバル制度をご存知ですか？

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省 人事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

在職老齢年金制度の見直しを検討

第十一回社会保障審議会年金部会（二〇一九年十月九日開催）で在職老齢年金制度の見直しが検討されました。

【現行制度】

現行の在職老齢年金制度は、就労し、一定以上の賃金を得る厚生年金受給者に対し、賃金（賞与含む）と年金の合計額が基準額を上回る場合、賃金2に対し、年金1を停止している。

【見直し（案）】

- 高在老**
 - ・案1…基準額四十七万円を六十二万円に引上げ
- 低在老**
 - ・案2…完全撤廃
- ・案1…現行基準額のまま
- ・案2…高在老と同じ基準額に引上げ

「年金制度に関する総合調査」（厚生労働省年金局・二〇一九年）では、厚生年金を受け取る年齢になったとき、どのように働きたいと思うかについて、次のような結果に

なっています。

- ・年齢が高くなるほど「年金額が減らないように、収入が一定の額に収まるよう就業時間を調整しながら働く」の割合が低い。

・六十歳台の第二号被保険者で「年金額が減らないように、収入が一定の額に収まるよう

Q 派遣社員です。派遣元はA県ですが、派遣先はB県です。最低賃金は、どの県の金額を適用するのでしょうか。

最低賃金の適用

A 結論から申しますと、派遣先のA県の最低賃金が適用されます。

最低賃金の適用関係は、次のとおりとなります。

1. 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の最低賃金が適用されるとき
高い方の最低賃金額以上の賃金が適用される。
（最賃法6条）
2. 地域別最低賃金が適用されるとき
 - ①居住地ではなく、所属先の最低賃金が適用される
 - ②派遣労働者は、派遣先の最低賃金が適用される。
（最賃法13条）
 - ③臨時に応援勤務するときは、所属先の最低賃金が適用される。
 - ④勤務先が小規模等で独立性のない事業場のときは、本社（本拠地）の最低賃金が適用される。
3. 一般の労働者より著しく労働能力が低い等の特定の労働者は、使用者が都道府県労働局長の許可を受けて個別に最低賃金の減額の特例が認められる。（最賃法7条）
4. 周知義務あり
最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要がある。（最賃法8条）

就業時間を調整しながら働く」と回答した者は、六十〜六十四歳が約五六％、六十五〜六十九歳は約四〇％。

・「老後どのように働くか」とうかと、年金額が減ることは特に関係ない」と回答した者は六十〜六十四歳では約二六％、六十五〜六十九歳では約三七％。



十一月の労務手続 「提出先・納付先」

十一月

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（十月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

○十月分源泉所得税・住民税の納付 「郵便局または銀行」

十二月二日

○十月分健保・厚生保険料の納付 「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

その他

○年末調整の申告書配布と回収

編集後記

毎年ピオラを種から育てていましたが、今年は苗を2株購入し、プランターに植えました。

ゆっくり成長している様子を眺めています。

（さん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com